

会計年度任用職員制度について

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について

地方公務員の臨時・非常勤職員については、多様化する行政需要に対応するため、全国の自治体で増加傾向にあり、地方行政の重要な担い手となっております。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。

この改正法は、令和2年4月1日から施行されます。

(1) 地方公務員法の改正点

ア 特別職の任用の厳格化

現行法制度下においては、通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、「特別職」の範囲が「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化された。

イ 臨時的任用の厳格化

「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象が「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に厳格化された。

ウ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化された。

(2) 地方自治法の改正点

会計年度任用職員について、期末手当の支給等、給付に関する規定等が整備された。

2 会計年度任用職員制度について

地方公務員法上「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」を占める職員が会計年度任用職員と定義され、パートタイム及びフルタイムの2つの類型が設けられました。

パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とし、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び手当の支給対象となります。

3 関係条例の整備について

今般の法改正に伴い、関係する条例等の一部改正等を予定しています。議会への提案は令和元年12月議会を予定しております。